

資料 No.3

子ども・子育て支援新制度について

1. 子ども・子育て支援制度とは

現状と課題

- 急速な少子化の進行
- 結婚・出産・子育ての希望がかなわない
- 子ども・子育て支援が質・量ともに不足
- 子育ての孤立感と負担感の増加
- 深刻な待機児童問題
- 放課後児童クラブの不足
- M字カーブ（30歳代で低い女性の労働力率）
- 子育て支援の制度・財源の縦割り
- 地域の実情に応じた提供対策が不十分

対応の方策

- 質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供
- 保育の量的拡大・確保
 - ・待機児童の解消
 - ・地域の保育を支援
- 地域の子ども・子育て支援の充実

2. 新制度における取り組み

- ・新制度による子ども・子育て支援サービスは、「給付」と「事業」で構成される

子ども・子育て支援給付

●施設型給付（教育・保育施設の利用）

- 認定こども園
- 幼稚園（幼稚園教育部）
- 保育所（幼稚園保育部）

●地域型保育給付

- 小規模保育
- 家庭的保育
- 居宅訪問型保育
- 事業所内保育

●児童手当

地域子ども・子育て支援事業

- ①利用者支援事業（新）
- ②地域子育て支援拠点事業
- ③妊婦健診
- ④乳児家庭全戸訪問事業
- ⑤養育支援訪問事業
- ⑥子育て短期支援事業
- ⑦ファミリー・サポート・センター事業
- ⑧一時預かり事業
- ⑨延長保育事業
- ⑩病児・病後児保育事業
- ⑪放課後児童クラブ
- ⑫実費徴収に係る補足給付を行う事業（新）
- ⑬多様な主体の参入促進事業（新）

3-1. 主要内容その① 「給付」の創設

(1) 施設型給付（認定こども園、幼稚園、保育所）

- 個々の児童について「保育の必要性」を認定（※1）し、認定内容に応じた給付を行う
- 保護者に対する給付を、施設が法定代理受領
- 市町村が利用調整（※2）を取ったうえで、利用者と施設が直接契約（利用料は施設が徴収）
- ただし、民間保育所は従来どおり利用者と市町村が契約（利用料は施設が徴収）
- 給付の対象となる施設は、利用定員を定めたとうえで市町村が確認（※3）
※私立幼稚園は、給付を受けず、従来どおり私学助成・就園奨励補助を受けることも可能
- 国が給付単価の「公定価格」を定める
- 利用者負担は、現行水準・利用者の負担能力を勘案した応能負担

(2) 地域型保育給付（※4）

（小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型、事業所内保育）

- 保育の必要性の認定に応じた給付等、基本的な仕組みは施設型と同じ

（※1）保育の必要性の認定（支給認定）について

- 保護者からの申請に基づき、市町村が「保育の必要性」を認定し、認定証を公布
- 保育の必要性の認定区分は次の3区分
【1号認定】満3歳以上／保育の必要なし
【2号認定】満3歳以上／保育の必要あり
【3号認定】満3歳未満／保育の必要あり
- さらに、保育の必要性に応じて、「長時間認定」と「短時間認定」に区分
- 保育を必要とする事由（現行の「保育に欠ける」要件に相当）、長時間／短時間の区分、優先利用等について、国が

定める基準に基づき、市町村が基準を定める

(※2) 利用調整について

- ・給付の対象となる保護者に対する「利用調整」が市町村の義務となる

【利用調整の内容】

- ・施設等に関する情報の提供
- ・施設等の利用に関する相談・助言（保護者の使用希望等を勘案して実施）
- ・施設等のあっせん
- ・施設等に対する利用の申請

(※3) 確認制度について

- ・市町村は、事業者からの申請に基づき、給付の対象となる施設・事業を利用定員を定め、たうえて「確認」
※施設・事業の「認可」とは別の手続き
- ・利用定員は、当該施設・事業の類型に従い、事業計画（需要と供給）に照らし、保育の必要性の認定区分（1号／2号／3号）ごとに設定
- ・確認を受ける施設・事業は、国が定める基準に基づいて市町村が条例で定める「運営基準」を満たすことが必要
- ・市町村は、利用定員の設定にあたり、**子ども・子育て会議の意見を聴く必要あり**

(※4) 地域型保育事業について

- ・次の4事業が、児童福祉法上の市町村の認可事業とされ、「地域型保育給付」の対象となる

①小規模保育事業

- ・原則として満3歳未満の保育を必要とする子どもに対する保育を行う
- ・定員は6人以上19人以下

②家庭的保育事業

- ・原則として満3歳未満の保育を必要とする子どもに対し、家庭的保育者の居宅において保育を行う
- ・定員は5人以下

③居宅訪問型保育事業

- ・原則として満3歳未満の保育を必要とする子どもに対し、その居宅において家庭的保育者による保育を行う

④事業所内保育事業

- ・原則として満3歳未満の保育を必要とする子どもに対し、事業所内の施設において保育を行う
- ・従業員の子どもに加え、一定割合の地域の保育を必要とする子どもを保育

3-2. 主な内容その② 認定こども園制度の変更

- ・「学校及び児童福祉施設としての法的位置づけを持つ単一の施設」として、新たな「幼保連携型認定こども園」を創設
- 満3歳以上児に対し、学校教育と就労時間に応じた保育を提供
(満3歳未満児の受け入れは任意)
- 行政からの財政措置が「施設型給付」に一本化

【現行制度】

- ・保育所部分：運営費負担金（市町村）
- ・幼稚園部分：私学助成（都道府県）
＋就学奨励費補助金（市町村）



【新制度】

- ・施設型給付

- 認可手続き・権限が一本化

【現行制度】

- ・幼稚園の認可（都道府県）
- ・保育所の認可（都道府県・政令・中核市）
- ・認定子ども園の認定（都道府県）



【新制度】

- ・認定こども園の認可
(都道府県、政令・中核市)

※その他の類型（幼稚園型、保育所型、地方裁量型）の認定こども園の認可手続きは現行どおり

- 設置主体は、国、自治体、学校法人、社会福祉法人のみ
- 既存の幼稚園、保育所からの移行は任意

3-3. 主要内容その③ 地域子ども・子育て支援事業の拡充

■地域子ども・子育て支援事業（P3の①～⑬）を充実（新設、拡充、制度改正）

<新規、拡充、制度改正の例>

○利用者支援事業<新設>

- ・子どもや保護者が、新制度により提供される学校教育・保育や地域子ども・子育て支援事業の中から適切なものを選択し、円滑に利用できるよう、身近な場所で支援

○放課後児童クラブ<拡充・制度改正>

- ・放課後児童を拡大（おおむね10歳未満の小学生 → 小学校6年生）
- ・設備・運営（従事者、員数、施設・設備、開所日数・時間等）に関する基準を、国が定める基準に基づき、市町村が条例化（現行の基準はガイドラインによる）

3-4. 主要内容その④ 認可制度の改善

■保育所、認定こども園、地域型保育事業の認可制度を改善・透明化し、保育需要の増大に機動的に対応

○申請内容が客観的な認可基準を満たせば、原則として認可する

- ・例外・・・供給過剰による需要調整が必要な場合や欠格事由に該当する場合

- 保育所、幼保連携型認定こども園は、国が定める基準に基づき、都道府県等が定めた「条例」により認可
「地域型保育事業」は、国が定める基準を踏まえ、市町村が「条例」として策定した認可基準により、市町村が認可する

3-5. 主な内容その⑤ 事業計画の策定

- 市町村及び都道府県ごとに、国の「基本指針」に即した「子ども・子育て支援事業計画」を策定し、これに基づいて、給付・事業を実施

- 地理的状况を勘案して「区域」を定め、区域ごとに、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の「量の見込み」、「確保の方策」、「実施時期」等を定める

- 「量の見込み」は、市内の子どもについて、教育・保育等の「現在の利用状況」に「利用希望」を踏まえて設定する
・保護者に対する「ニーズ調査」を実施

- 計画期間は5年間（27～31年度）

- 計画策定にあたり、県との協議・調整が必要

- ◎計画の策定・変更、進捗管理にあたり、子ども・子育て会議の意見を聴く必要あり

（仮称）瑞浪市子ども・子育て支援事業計画（平成27年度～）について

- ◎瑞浪市次世代育成支援対策推進行動計画（～平成26年度）を継承し、「子ども・子育て支援法」に基づき、瑞浪市の子ども・子育て支援を推進するための総合的な計画とする。

【必須記載事項】

- ・ 区域の設定
- ・ 幼児期の学校教育・保育、地域子ども・子育て支援事業に係る需要量の見込み
- ・ 幼児期の学校教育・保育、地域子ども・子育て支援事業に係る提供体制の確保の内容及びその実施時期
- ・ 幼保一体化を含む子ども・子育て支援の推進方策

【任意記載事項】

- ・ 産後休業・育児休業明けのスムーズな保育利用のための方策
- ・ 都道府県が行う事業との連携方策
- ・ 職業生活と家庭生活との両立（ワークライフバランス）に関すること

3-6. 主な内容⑥ 子ども・子育て会議の設置

■国及び自治体に「子ども・子育て会議」を設置し、新制度に基づく子ども子育て支援策に、子育ての当事者、子育て支援の当事者等の意見を反映

○国の子ども・子育て会議においては、「基本指針」、公定価格、各種基準（施設・事業の設備・運営基準、保育の必要性の認定基準等）などの重要事項について意見を徴収

○自治体においても、「地方版子ども・子育て会議」の設置が努力義務とされ、新制度による子ども・子育て施策が、地域の子ども及び子育て家庭の実情を踏まえて実施されることを担保するうえで、重要な役割が期待されている